

条例等の改正の概要

（1）恵那市駐車場条例の一部改正

- ・概要 指定管理期間の変更 「5年間」→「5年以内」
- ・内容 恵那駅西駐車場については、コロナ禍による駐車場利用者の減少など、施設の置かれる状況に変化が起きている。また、市民サービス向上のため利用時間の延長（24時間化）など業務仕様を変更する予定である。
そのため、指定管理期間については状況の変化を踏まえて、指定管理者指定の際に議会の議決を経て決定する事項とするため、条例での指定管理期間を「5年以内」とする。

（2）恵那市自転車駐車場条例の一部改正

- ・概要 指定管理期間の変更 「5年間」→「5年以内」
- ・内容 恵那駅西駐車場に併設する自転車駐車場について、駐車場条例と同様の理由。

（3）恵那市駐車場条例施行規則の一部改正

- ・概要 経費削減（開場・閉場の入件費コストの削減）、市民サービス向上のため24時間営業とする
- ・内容 規則にて定めている、入場・出場できる時間を変更。

（4）恵那市自転車駐車場管理規則の一部改正

- ・概要 経費削減（開場・閉場の入件費コストの削減）、市民サービス向上のため24時間営業とする
自転車の利用方法について、現状は利用申請・許可が必要だが、駐車料金が無料になった事と、近年は駐輪場に余裕があるため、登録制でなくても運用が出来ることから、登録制を廃止する。
- ・内容 規則にて定めている、入場・出場できる時間を変更。
利用登録制としている記述を削除する。